

# 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業制度要綱

平成 26 年 5 月 21 日	国都景歴第 7 号
平成 27 年 4 月 9 日	国都景歴第 4 号
平成 28 年 4 月 1 日	国都景歴第 67 号
平成 29 年 4 月 1 日	国都景歴第 82 号
平成 30 年 4 月 1 日	国都景歴第 58 号
平成 31 年 4 月 1 日	国都景歴第 57 号

## 第 1 条 目的

この要綱は、集約型都市構造への転換を図る上で人口密度を維持しようとするエリア等において、景観・歴史的風致形成に資する取組に対する総合的な支援を行うとともに、景観まちづくり刷新支援事業と一体となって観光地の魅力向上に資する事業に支援を行うことで、当該エリアを求心力のある魅力的な環境とすること等を通じ、居住等機能の立地誘導や地域活性化により、もって都市の再生を図ることを目的とする。

## 第 2 条 定義

この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

### 一 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業

集約型都市構造への転換等を図るため、この要綱に定めるところに従って地方公共団体が行う計画の策定、景観・歴史的風致形成を推進する事業の実施、事業を実施する者に対する補助をいう。

### 二 事業主体

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業を行う地方公共団体をいう。

### 三 居住誘導区域

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 39 号）による改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 2 項第 2 号に規定する「居住誘導区域」をいう。

### 四 都市機能誘導区域

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 39 号）による改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 2 項第 3 号に規定する「都市機能誘導区域」をいう。

### 五 立地適正化計画

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 39 号）による改正後の都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に規定する「立地適正化計画」をいう。

### 六 景観計画区域

景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する「景観計画区域」をいう。

### 七 歴史まちづくり重点区域

歴史的風致維持向上計画（地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成 20 年法律第 40 号。以下「歴史まちづくり法」という。）第 5 条第 8 項の認定（同法第 7 条第 1 項の変更の認定を含む。）を受けた歴史的風致維持向上計画をいう。以下同じ。）に記載された

「歴史まちづくり重点区域」をいう。

八 景観・歴史的風致形成推進事業

第5条に定めるところに従って事業主体が実施又は補助する事業をいう。

九 景観まちづくり刷新支援事業

都市再生推進事業制度要綱第1条の2第1項第11号に規定する「景観まちづくり刷新支援事業」をいう。

十 景観まちづくり刷新モデル地区

都市再生推進事業制度要綱第34条第1号に規定する「景観まちづくり刷新モデル地区」をいう。

### 第3条 集約促進景観・歴史的風致形成推進区域

次の各号に掲げる事業を実施又は補助する事業主体はそれぞれ当該各号の区域について、集約促進景観・歴史的風致形成推進区域を定めるものとする。

一 第5条各号に掲げる事業（次号に掲げるものを除く）

次に掲げるすべての要件を満たす区域であること

イ 次に掲げるいずれかの要件に該当する居住等機能誘導に資する区域

1) 次に掲げるすべての要件を満たす区域

i) 立地適正化計画（都市機能誘導区域及び居住誘導区域を定める立地適正化計画に限る。以下同じ。）において定める居住誘導区域（平成31年3月31日までに当該区域を設定することを前提とした見込地を含む。）又は都市機能誘導区域（平成29年3月31日までに当該区域を設定することを前提とした見込地を含む。）

ii) 人口密度が1ヘクタールあたり40人以上の一団の市街地又は集落の区域

2) 立地適正化計画を作成していない市町村の区域であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たす区域（以下「市街化区域等」という。）内のうち、鉄道・地下鉄駅（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径1kmの範囲内又はバス・軌道の停留所・停車場（ピーク時間運行本数が片道で1時間当たり3本以上あるものに限る。）から半径500mの範囲内の区域

i) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化区域

ii) 都市計画法第7条第1項に規定する区域区分が定められていない都市計画区域であり、かつ、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められた都市計画区域

3) 地方公共団体において策定された景観法第8条第1項に規定する景観計画及び観光等地域資源の活用に関する計画があり、かつ、第4条に規定する集約促進景観・歴史的風致形成推進計画に都市構造の集約化に関する方針が記載されており、当該区域の整備が都市構造の集約化と齟齬がない区域（立地適正化計画を作成している市町村においては居住誘導区域又は都市機能誘導区域を除き、立地適正化計画を作成していない市町村においては市街化区域等を除く。）

ロ 景観計画区域又は歴史まちづくり重点区域

二 第5条第三号又は第七号に掲げる事業

歴史まちづくり重点区域であること

### 第4条 集約促進景観・歴史的風致形成推進計画、景観まちづくり刷新推進計画

1 集約促進景観・歴史的風致形成推進区域において、景観・歴史的風致形成推進事業を実施しようとする事業主体は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるところに従って記載した集約促進景観・歴史的風致形成推進計画を策定し、国土交通大臣に提出するものとする。

一 集約促進等の目標・方針

集約促進景観・歴史的風致形成推進区域を明示するとともに、当該区域に係る都市構造について、当該都市の将来人口推計や産業構造、財政状況の推移予測等と整合を図りつつ、中長期の再構築の目標及び方針を定める。

二 集約促進等に向けて実施する景観・歴史的風致形成等の方針

前条第一号に掲げる事業を実施又は補助する場合には、集約促進景観・歴史的風致形成推進区域における居住等機能の誘導の求心力となるまちの魅力を明示するとともに、当該魅力を創出するために必要となる景観・歴史的風致形成の基本的な方向性及び重点的な施策展開の考え方を定める。また、前条第二号に掲げる事業を実施又は補助する場合には、地域活性化の求心力となるまちの魅力を明示するとともに、第5条第四号に掲げる事業を実施又は補助する場合には、当該魅力を保全するために必要となる文化財防災と連携した耐火性又は防火性（以下「耐火性等」という。）の向上による歴史的風致形成の基本的な方向性及び重点的な施策展開の考え方を定め、第5条第八号に掲げる事業を実施又は補助する場合には、当該魅力を活かした歴史的まちなみの維持・向上のために必要となる歴史的風致の形成の基本的な方向性及び重点的な施策展開の考え方を定める。

三 景観・歴史的風致形成推進事業

集約促進景観・歴史的風致形成推進区域内で実施又は補助する景観・歴史的風致形成推進事業について、事業毎にその内容、実施又は補助することにより創出されるまちの魅力並びに都市構造の集約化又は地域活性化の促進効果を定めるものとする。

四 景観・歴史的風致形成推進事業にあわせて実施する規制誘導方策

集約促進景観・歴史的風致形成推進区域内で実施する景観法、歴史まちづくり法又は屋外広告物法（昭和24年法律第189号）その他の景観・歴史的風致形成に係る規制誘導措置について、その内容、実施することにより創出されるまちの魅力及び都市構造の集約化の促進効果を定めるものとする。

五 事業スケジュール

実施又は補助する景観・歴史的風致形成推進事業について、事業毎に実施年度を定めるものとする。

2 景観まちづくり刷新モデル地区において景観・歴史的風致形成推進事業を実施しようとする事業主体は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に定めるところに従って記載した景観まちづくり刷新推進計画を策定し、国土交通大臣に提出するものとする。

一 景観の刷新のための目標・方針

景観まちづくり刷新モデル地区を明示するとともに、当該地区に係る都市構造について、当該都市の将来人口推計や産業構造、財政状況の推移予測等と整合を図りつつ、景観の優れた観光資源を活用した観光振興に係る中長期的な目標及び方針を定める。

二 景観の刷新に向けて実施する景観・歴史的風致形成等の方針

第5条各号に掲げる事業を実施又は補助する場合には景観の優れた観光資源を明示するとともに、景観まちづくり刷新支援事業と一体的に取り組むことで効果が高まる事業の基本的な方向性及び重点的な施策展開の考え方を定める。

### 三 景観・歴史的風致形成推進事業

景観まちづくり刷新モデル地区で実施又は補助する景観・歴史的風致形成推進事業について、事業毎にその内容、実施又は補助することにより創出されるまちの魅力及び地域活性化の促進効果を定めるものとする。

### 四 事業スケジュール

実施又は補助する景観まちづくり刷新支援事業について、事業毎に実施年度を定めるものとする。

## 第5条 景観・歴史的風致形成推進事業

事業主体は、集約促進景観・歴史的風致形成推進計画又は景観まちづくり刷新推進計画に基づき、集約促進景観・歴史的風致形成推進区域又はモデル地区において、次の各号に掲げる事業を自ら実施し、又は当該事業を実施する事業主体以外の者に対して当該事業に要する費用を補助するものとする。

- 一 景観を阻害する建造物の除却
- 二 景観を阻害する屋外広告物の除却
- 三 易操作性の消火栓、放水銃等の防火設備の整備
- 四 景観・歴史的風致形成に向けたデザインルール又はガイドライン等の検討
- 五 景観・歴史的風致形成に向けた住民等の啓発又は合意形成を図るための活動若しくは専門技術者等の人材育成を図るための活動
- 六 景観重要建造物、歴史的風致形成建造物の利活用及びそのためのコーディネート活動
- 七 伝統工法と現代工法の組合せによる歴史的風致形成建造物等のモデル施工
- 八 車両乗り入れ禁止やシェアサイクルなどの導入など景観や歴史的風致を楽しむための社会実験
- 九 景観まちづくりための広報活動

## 第6条 国の補助

- 1 国は、予算の範囲内において、集約促進景観・歴史的風致形成推進計画又は景観まちづくり刷新推進計画に記載された景観・歴史的風致形成推進事業に要する費用の一部について、事業主体に対して補助することができる。
- 2 国は、予算の範囲内において、集約促進景観・歴史的風致形成推進計画又は景観まちづくり刷新推進計画に記載された景観・歴史的風致形成推進事業に要する費用を事業主体が事業主体以外の者に対して補助する場合に、当該補助に要する費用の一部について、事業主体に対して補助することができる。

## 第7条 監督等

国土交通大臣は事業主体に対し、事業主体はこの要綱に基づき当該事業主体が補助する者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、集約促進景観・歴史的風致形成推進事業の適正な執行を確保するため、必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

## 第8条 運用

集約促進景観・歴史的風致形成推進事業の運用については、この要綱に定めるもののほか、国

土交通省都市局長が別に定めるところによる。

**附 則**

この要綱は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 39 号）の公布の日から施行する。

**附 則**

この改正後の要綱は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

**附 則**

この改正後の要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正後の要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正後の要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**

この改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。